

東地申  
第39号  
~その3~

## 「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」に関する申し入れの団体交渉を行う!

2. 会社が提示した19箇所についても、81箇所と同様に36協定を締結すること。

【会社回答】

36協定の締結単位はこれまでどおり「労使間の取扱いに関する協約（平成27年10月1日締結）」に則り、支社・地本間という交渉単位で締結していく考えである。なお、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては、労働者の過半数を代表とする者と協定を締結しているところである。

### 主な議論

(組合) 労基法の趣旨に則り、19箇所についても81箇所と同様に事業場での締結をすることが、今日の状況を踏まえれば望ましいと考える。超勤縮減、適正な労働時間等の課題解消に向けて事業場単位の締結をすること。

(会社) 鉄道業の円滑な運営、安定的輸送を踏まえ19箇所については今までどおり締結したい。

(組合) 今交渉では対立とし整理するが、引き続き事業場での運営等については継続議論とすること。

(会社) 了解。

## 19箇所の事業場毎の締結については、 会社は認めず！議論対立で整理！

## 団体交渉は19日終了しました！

組織混乱の中、今までとは大きく異なった状況下での団体交渉でしたが、現場の切実な声を基に最大限の努力で臨みました。時間外労働縮減に向けて、職場から検証行動を継続しよう！

東京地本は、緊張感を持ちつつ安定的な締結を目指し  
4月20日 **1年締結** をしました！